



泰平丰表

利

リ 5  
5125  
3





Faint, illegible text on the left page, possibly bleed-through from the reverse side.



85  
5125  
卷 3

Blank page with a light blue grid pattern, likely a flyleaf or endpaper.





春草茂殿 清世 家継公法事公 又昭隆殿清世母  
藤原信房由愛養妹

所醫師藤田壽迪女於壽代後在東方又廟葬法後

河原月之度正徳二年十一月十三日後三法宝曆二年九月

十九日逝増年之舞

宝永六年七月三日於西丸法誕生

或法養月法中性組法田肥也正安法管刀法先子法由

新右衛門正則

世良田隅松君と稱す

折書録記法己丑年の人化姓を稱すありて因に



なふんご云 あまご子世時居見大右守右あまご子其るはる

宝永七年八月十二日逝去し之後嗣を子にさるぬ

同十月二日法布丸市入宝永七年七月廿七日法布丸同九月

二日根津橋板付はるを 遷居言酒井國清を字に法布丸

正徳三年十二月十日賦性

折巻葉紙に十二月十日を法代初めの記に記す

法代初法布丸同廿二日三は法布丸初めより法布丸同廿七日出仕

法布丸上

折巻葉紙に法布丸の法代は法布丸初めより三はの太初より

法布丸初めより三はの太初より法布丸初めより法布丸初めより



宣旨の旨にせむぬ少少時法布丸初めの旨より三はの太初より

法布丸初めより三はの太初より宣旨の旨にせむぬ少少時

法布丸初めより三はの太初より宣旨の旨にせむぬ少少時

法布丸初めより三はの太初より宣旨の旨にせむぬ少少時

法布丸初めより三はの太初より宣旨の旨にせむぬ少少時

法布丸初めより三はの太初より宣旨の旨にせむぬ少少時

法布丸初めより三はの太初より宣旨の旨にせむぬ少少時

法布丸初めより三はの太初より宣旨の旨にせむぬ少少時

法布丸初めより三はの太初より宣旨の旨にせむぬ少少時

法布丸初めより三はの太初より宣旨の旨にせむぬ少少時



廿二日まのりぬも廿七日まのりぬも廿八日まのりぬも

佐助格

廿年佐助格の西人の子 佐助

但一人の在勤は佐助科の中百佐助の年より、佐助を又え年々

佐助格の百人格は廿年同の年より、ゆきまのりぬ佐助格

廿年三月二日始に組置の人は佐助格の佐助科と百佐助格

百と西人佐助格の佐助格の年より、佐助格の佐助格

正徳二年正月朔日、佐助格の同日に、佐助格の同日

清え服

加冠伊井掃部政直該理髮衣正容

同四月二日將軍、宣下征米大將軍、佐助格の同日

或世日正二位内大臣又右近衛右衛門督、同五月十八日、佐助格の同日

大坂上雷雨正徳四年五月廿五日、佐助格の同日

今迄の書、古き書より、のりぬは、佐助

折基は、佐助格の年より、佐助格の年より、佐助格の年より

及、佐助格の、佐助格の、佐助格の、佐助格の、佐助格の

又、佐助格の、佐助格の、佐助格の、佐助格の、佐助格の

又、佐助格の、佐助格の、佐助格の、佐助格の、佐助格の

又、佐助格の、佐助格の、佐助格の、佐助格の、佐助格の

又、佐助格の、佐助格の、佐助格の、佐助格の、佐助格の

又、佐助格の、佐助格の、佐助格の、佐助格の、佐助格の

又、佐助格の、佐助格の、佐助格の、佐助格の、佐助格の



















正月廿七日田子内之はるはる同九月廿五日田子内  
 形之はる同七年二月廿七日田子内形之  
 法成延享二年五月二日午後同二年九月十五日射打  
 甲武録之内十石宝曆十二年十二月十二日法成  
 十九日法新宅法成明和七年五月廿五日任持申納之  
 田子申納之同元年五月廿五日法成法成同元年  
 逝去也 延享元年九月廿七日法成申納之  
 同白家久公娘若孫知娘宣保十八年八月廿七日法成  
 西丸之内同十九年六月十二日法成同二十年八月廿九日法成  
 同十二月十八日田子内形之入薬之文宣二年十二月十日法成  
 同七年九月十九日法成同武各逝去之  
 宣保 正徳元年 七月朔日 元年四月廿九日 有章院様  
 入所 同七月朔日大流 法成同  
 上様 同廿七日廿八日法成同廿九日法成  
 亦法成同廿九日同二月二日法成同三月廿九日法成  
 一法成同廿九日 依之法成同廿九日 廿九年林大  
 書同廿九日 同七月廿九日法成同廿九日法成  
 助持度内之はる同廿九日法成同廿九日法成  
 小法成同廿九日 廿九年九月十六日法成同廿九日法成











同子月八日... 同廿七日... 同廿八日... 同廿九日... 同三十日... 同三十一日... 同一月... 同二月... 同三月... 同四月... 同五月... 同六月... 同七月... 同八月... 同九月... 同十月... 同十一月... 同十二月...

同廿七日... 同廿八日... 同廿九日... 同三十日... 同三十一日...

大正

同九月... 同十月... 同十一月... 同十二月...

同九月... 同十月... 同十一月... 同十二月...

同九月... 同十月... 同十一月... 同十二月...

同九月... 同十月... 同十一月... 同十二月...

同九月... 同十月... 同十一月... 同十二月...

同九月... 同十月... 同十一月... 同十二月...

同九月... 同十月... 同十一月... 同十二月...

同九月... 同十月... 同十一月... 同十二月...

同九月... 同十月... 同十一月... 同十二月...

同九月... 同十月... 同十一月... 同十二月...

同九月... 同十月... 同十一月... 同十二月...

月次  
始

遷

百五十九







同七月廿一日中川清と砂村新田とを以て始て居士の邸  
上後あり時辰は惟を各一とあり

十九組一組より三人より五人あり或は六人 旅亭は此保在斗

六月五日隅田川よりあつは深南に流は遠方始て 上後より時より

川船より中掛は向船を告げり又 殿前には床を十二廿七日日

下を船は船より小十人より後方より泳はは廿九日橋より上後

同九月十日相まか祭よりはあつは祭より始り

今も廿七日廿九日はあつは祭より始り廿九日廿九日廿九日

六甲山掛より上同日植ゆきも及居ぬ

廿月日本國あつはを創せしあり八斗あり

廿月の有るは識者の言に言はるるに廿月の有るは 聖堂あり

日本もあつはは 形勢を以ては言はるるに 傳はるるに

駐在のありは言はるるに其の可止の途ををるは言はるるに

今右國左右中と云ふの事あり近國より山に山嶽の館頂ををり

記しるるに徳を授けし旧の事毎國以上守り一甲を令てを形をす

同十月廿一日感てを津矩を以て言はるるに言はるるに言はるるに

造り給ては言はるるに言はるるに言はるるに言はるるに

言はるるに言はるるに國と國所辨心益虧めり言はるるに

言はるるに言はるるに形勢自ら言はるるに言はるるに

聖教傳はるるに始て感通する言はるるに言はるるに氏倫を以て







下石寺所上野下寺坂本切の所を移す候事

上野 大融院移居の事の上（此の移居の事） 同十月廿九日

の事申上申事大日本史二百五十五巻を移せし。

ふたつを任承に申事日本史之序に其の表若干巻未成

雖非全居而遍蒙 釣年訪問投進云々

是年より本願寺移居の内西洋人の者述く其の邪法

教化の旨不記の序撰に云々也（此の序撰） 貞享五年十二月九日

はたまた同二月廿日同院有るに於て上（此の序撰） 云々

る事其詳 上院同七月十二日と云々太史記を修する事あり

いふ事修する事同する令旨を修する事太史記を修する事國卿

著述の事也云々其の序撰に云々

同廿八日古林見宣賢の書に海難なる事あり 轉す云々

今申せし。

是の年修する事同する令旨を修する事太史記を修する事國卿

同 神田傳の事云々其の序撰に云々

注記を 後撰に云々

同六月二日同院有るに於て相別神を修する事あり

同 古史を修する事同する令旨を修する事太史記を修する事國卿

同七月十日同院有るに於て相別神を修する事あり

時の難儀云々其の序撰に云々

神田傳の事

徳

百三十三



夢狸之往解七百二十冊之進也

法承のあり日記七年有之任之往解也

七冊は藤原のしるし 伊豆守胤之丞 蓋簪錦之往解也

始末本國之しるし 往解附取而到之

天保六年七月六日甲子 天保六年七月六日甲子 天保六年七月六日甲子

同国七月十六日宗尹卿生

昔藤原の由田沼子史記乃中山殿は

正法寺の御守也 十月七日平深心殿

同小右衛門君梅村守正 同十年十一月廿二日

大久保守正の御守也 同十年十一月廿二日

十一月廿二日法承の御守也 同十年十一月廿二日

九月廿二日法承の御守也 同十年十一月廿二日

左近衛中将守正 同十年十一月廿二日

同進之入也 同十年十一月廿二日

同進同元年十二月廿二日 同十年十一月廿二日

同進同元年十二月廿二日 同十年十一月廿二日

同二年二月廿二日 同十年十一月廿二日

同元年十二月廿二日 同十年十一月廿二日

同元年十二月廿二日 同十年十一月廿二日

同元年十二月廿二日 同十年十一月廿二日















無言まで 上職 序感あり日御中お賜え入る山女無は世年  
遠根村に在る 成ふ生るるをたてしるるを 遠根は世年  
中事無俗を百姓のたへに人共也 遠根は世年一たれあり  
おるすたれを 遠根は世年百姓も 医師を仕土田治房と  
中事無俗を 遠根は世年百姓も 遠根は世年百姓も  
少る所の世年 遠根は世年百姓も 遠根は世年百姓も  
仕るす月今川を 遠根は世年百姓も 遠根は世年百姓も  
又遠根は世年 遠根は世年百姓も 遠根は世年百姓も  
中事 石右衛門を 遠根は世年百姓も 遠根は世年百姓も  
且言休行を 遠根は世年百姓も 遠根は世年百姓も

上事無俗の 遠根は世年百姓も 遠根は世年百姓も  
不限 遠根は世年百姓も 遠根は世年百姓も  
同十二月廿五日 遠根は世年百姓も 遠根は世年百姓も  
ふ之 遠根は世年百姓も 遠根は世年百姓も  
市令 遠根は世年百姓も 遠根は世年百姓も  
中事 遠根は世年百姓も 遠根は世年百姓も  
中事 遠根は世年百姓も 遠根は世年百姓も  
中事 遠根は世年百姓も 遠根は世年百姓も  
中事 遠根は世年百姓も 遠根は世年百姓も  
十二月廿五日 遠根は世年百姓も 遠根は世年百姓も

子  
之  
始  
十月  
後



同九月月子左利解、室新舟人年せらる。同十月十日左海解、  
室新舟人年せらる。

同十月五日、室新舟人年せらる。同十月十日、室新舟人年せらる。  
同十月十五日、室新舟人年せらる。同十月二十日、室新舟人年せらる。  
同十月二十五日、室新舟人年せらる。同十一月一日、室新舟人年せらる。  
同十一月六日、室新舟人年せらる。同十一月十一日、室新舟人年せらる。  
同十一月十六日、室新舟人年せらる。同十一月二十一日、室新舟人年せらる。  
同十一月二十六日、室新舟人年せらる。同十二月一日、室新舟人年せらる。  
同十二月六日、室新舟人年せらる。同十二月十一日、室新舟人年せらる。  
同十二月十六日、室新舟人年せらる。同十二月二十一日、室新舟人年せらる。  
同十二月二十六日、室新舟人年せらる。同十二月三十一日、室新舟人年せらる。

同九月月子左利解、室新舟人年せらる。同十月十日左海解、  
室新舟人年せらる。同十月十五日、室新舟人年せらる。同十月二十日、  
室新舟人年せらる。同十月二十五日、室新舟人年せらる。同十一月一日、  
室新舟人年せらる。同十一月六日、室新舟人年せらる。同十一月十一日、  
室新舟人年せらる。同十一月十六日、室新舟人年せらる。同十一月二十一日、  
室新舟人年せらる。同十一月二十六日、室新舟人年せらる。同十二月一日、  
室新舟人年せらる。同十二月六日、室新舟人年せらる。同十二月十一日、  
室新舟人年せらる。同十二月十六日、室新舟人年せらる。同十二月二十一日、  
室新舟人年せらる。同十二月二十六日、室新舟人年せらる。同十二月三十一日、  
室新舟人年せらる。



甲府勤  
始

乃後をすま入せしめらる。同七月二日始て甲府勤番支那を以て  
同八月十三日小幡信清より甲府勤番二百人組所日記を以て  
永く波物に任ず

西丸勤  
始

同廿七日勤番任のものを以て西丸勤番又廿七日  
同十月十四日 又所置勤番三組所日記を以て  
同十二月廿七日勤番一組所日記を以て西丸勤番三組所日記を以て  
十一月十八日二組減一残り二組に依る所置勤番  
同十二月廿七日勤番三組所日記を以て西丸勤番三組所日記を以て  
一部少りも勤番三組所日記を以て西丸勤番三組所日記を以て

廿八日七時十二月馬に匠を言ふか時を南に置る  
未だ今年廿七日より廿九日まで  
同十月廿七日勤番三組所日記を以て西丸勤番三組所日記を以て  
同九月廿七日勤番三組所日記を以て西丸勤番三組所日記を以て  
抗別は陳宋若くは西丸勤番三組所日記を以て西丸勤番三組所日記を以て  
同九月廿七日勤番三組所日記を以て西丸勤番三組所日記を以て  
周岐末等は西丸勤番三組所日記を以て西丸勤番三組所日記を以て  
廿七日勤番三組所日記を以て西丸勤番三組所日記を以て

享保十二年二月唐船より亦賢之瘡馬に  
一部推し



依之... 二枚をぬふ

... 九月馬... 馬... 大... 外...

... 一... 一...

同十四日江...

青山... 牛... 羽... 小...

... 牛...

同... 廿七日... 廿八日...

... 廿七日... 廿八日...

... 廿八日...

... 廿八日...

... 七月廿八日...

... 七月廿八日...

... 七月廿八日...

... 七月廿八日...

同日... 恒...

... 恒...

... 恒...

... 恒...

... 恒...

... 恒...



大判

同八月壹井義知江村未定は各半とてはしりて同九月廿五  
日迄大判を収め八千金及同十月七日大判を収めあつた月  
通商するにせしむ

元禄四年大判位をりてす其の位は必はる但面有  
一枚七十五両と積りてしる

享保十一年二月八日付 所前室新舟は太字之綱屋儀  
廿七日同廿九日越つ膝山銀は流大に雨を収めしる  
とてす沈む海平地ちのめく人氏半馬とて流地同と月廿  
小倉系 所前室新舟は太字之綱屋儀と念牧吉  
採券記原者一冊とす

享保十一年七月南の流地は太字之綱屋儀と念牧吉

乾根葉條券と実百餘枚附採券記原者一冊又享保

同廿一年正月上達券と乾根四枚附採券記原者

享保十二年二月十日右和音す年収貯券と其の書目を

とてしる油上流地と下用券とす同廿一日承

中流地と収むるの二百五十両と注しす

享保十四年十一月十日右和音す年収貯券と其の書目を

同十二年正月十日右和音す年収貯券と其の書目を

同三月朔日す和音す年収貯券と其の書目を

同二月十日す和音す年収貯券と其の書目を

徳



同国のあまの天皇をいふは後子と云ふは皇のてし一神を奉  
名く世にすむるは千二百年のてしをいふは皇のてし一神を奉  
孫河原のてしをいふは皇のてしをいふは皇のてし一神を奉  
てしをいふは皇のてしをいふは皇のてし一神を奉  
後天のてしをいふは皇のてしをいふは皇のてし一神を奉

廿九日... 廿九日... 廿九日... 廿九日... 廿九日...  
同九月... 同九月... 同九月... 同九月... 同九月...  
御なり... 御なり... 御なり... 御なり... 御なり...  
同十月廿九日... 同十月廿九日... 同十月廿九日... 同十月廿九日... 同十月廿九日...

同十二月十日

表二番... 表二番... 表二番... 表二番... 表二番...  
同十月十日... 同十月十日... 同十月十日... 同十月十日... 同十月十日...

同十月十日... 同十月十日... 同十月十日... 同十月十日... 同十月十日...  
同十月十日... 同十月十日... 同十月十日... 同十月十日... 同十月十日...

同十月十日... 同十月十日... 同十月十日... 同十月十日... 同十月十日...  
同十月十日... 同十月十日... 同十月十日... 同十月十日... 同十月十日...



禮安を信貞山井其より其より七経を考とてを執り  
同七月八日壬辰雨或内流の同月廿九日七経を考とて  
七経を考とてを執りしと云ふ神を考とて

十五子二月経七考と神を考とて西條彦膳宮山  
見七経を考とて遺進成甲子益社政府伴臣觀校其  
所撰云々敢神前眉之朝以係各條後野曰神遺と云  
云云保弘典より云々考とて神を考とて印行せし  
と云ふ経也云々考とて神を考とて不非云々考と  
神を考とて清朝の海土に考とて

同八月末國西も法野流の同九月朔二日二日は其の

後始

大考

云々保弘典より二月七日に考とて神を考とて  
同八月末國西も法野流の同九月朔二日二日は其の  
この経七考とて神を考とて神を考とて神を考とて  
その経七考とて神を考とて神を考とて神を考とて  
同八月末國西も法野流の同九月朔二日二日は其の  
代りて考とて神を考とて神を考とて神を考とて  
大考の考とて神を考とて神を考とて神を考とて  
射也云々考とて神を考とて神を考とて神を考とて  
考とて神を考とて神を考とて神を考とて神を考とて  
同八月末國西も法野流の同九月朔二日二日は其の

徳











出方が梅田左衛門久保所之口を通過し羽州へ向ふ所  
を記す

同九月廿九日の戸部省考簿に成徳堂記を載せしむ

享保通隆は九月廿九日江戸城御殿に上りしを考簿に載せしむ

記徳川頼朝の事

享保七年九月二日 法体は江戸通を曲水宴を再行せしむ

侍臣として侍育をたまふ事 上は信長御殿の事 同壬子月十一日

昭徳の府將軍義重の事 昭徳又書二通世長向也

幼少の事 新田山石松入春の中也

壬子月五日 昭徳の事

世良田長由事 新田山石松古之又書右大将家

昭徳將軍の事 昭徳又書二通世長向也

田代屋中代 昭徳又書二通世長向也

昭徳又書二通 昭徳又書二通世長向也

昭徳又書二通 昭徳又書二通世長向也

昭徳又書二通 昭徳又書二通世長向也

昭徳又書二通 昭徳又書二通世長向也

昭徳又書二通 昭徳又書二通世長向也

昭徳又書二通 昭徳又書二通世長向也

昭徳又書二通 昭徳又書二通世長向也

昭徳又書二通 昭徳又書二通世長向也











中を女に神位を加へ給ては世に不慮なる事  
多かりしを 思ふに 且神位を命に付しは世に同月  
廿九日 申すに 明月記の表考下古近江もふお伺ふ下古  
へ通聖神に祀られし 是を右下古近江止るは 明月記の  
日報開ふに 此神位に 是を右近江に 是を右

同二月廿二日 中法門後復信同四月法書母利根姫志相乎  
陸奥守の村に 是神位

守紀伊大納言の室を 是女延喜二年壬午十二月廿六日述  
林 藤原松茂の其母仙を 大十子守

同七月壬午 天下法之流又于法書の中 是神位  
元和元年七月  
七日大坂

法書に法能あり 同月丑歳内志 並の市馬 扱行なり

法名字法旧蹟より 是物に 或は梓行し 是神位を 同  
六月廿二日 丑歳内 大風雨波の同七月二日は 大風同十三日

大川に 舟あり 舟を 舟組に 是神位 是神位 是神位 是神位  
上流に 舟あり 舟を 舟組に 是神位 是神位 是神位 是神位  
法下 舟あり 舟を 舟組に 是神位 是神位 是神位 是神位

九利大疫病に 是神位 是神位 是神位 是神位  
上首に 舟あり 舟を 舟組に 是神位 是神位 是神位 是神位

舟あり 舟を 舟組に 是神位 是神位 是神位 是神位  
舟あり 舟を 舟組に 是神位 是神位 是神位 是神位

舟あり 舟を 舟組に 是神位 是神位 是神位 是神位  
舟あり 舟を 舟組に 是神位 是神位 是神位 是神位



表  
取始

従者も執事同十月言 概所度 即位 中侍門院 世斗小石

川は甘玉をよ言生新をは建孤獨を老をよ言せしめらる。

序「医師」小言後より 人日こ移しを瘡夫長も治す後

阿まの士をよ支配す

元文 七月七日 元年正月仁足之後い古とよのい二言とら河部也

正保事子言を言去子斗西國中國四國五畿内を助ふ言九仇

人叔合言を大坂布をよ今夜い仁足之後言あ二部二冊

一冊七言二言い言はゆめ地も言あをよ言あらふ言の老後

言はゆめ地も言あをよ言あらふ言の老後

言はゆめ地も言あをよ言あらふ言の老後

同三月廿八日聚國史を訂正し一冊を判定する言は言あをよ  
人申せらる。

言は言あをよ言あらふ言の老後

言は言あをよ言あらふ言の老後

言は言あをよ言あらふ言の老後

同七月四日定方曆圖本一冊林方言改神言進言

言は言あをよ言あらふ言の老後

言は言あをよ言あらふ言の老後

曆文祿二年二月十日なり

同十二日全編を言及通用言 言は言あをよ言あらふ言の老後

文字  
御用

徳



同 章子居正述五年は先代は是をたすむ世に本ものも傳  
 令流を是らるる言傳へん年 述傳は代経世の事なり  
 用ひらまへん年述へん年より廿五年の世に本ものも傳  
 年「附」は是れを言ふは時を指すと傳へるも通用へん福乾を  
 同 中もも存して新を「中」も述らるる國用は行敷かゝつてそを  
 せんらねん年を小判を分利丁浪に判も時あり引起  
 二方「中」も正述の新を「中」も述らるる積もり時全  
 又令市もも指針上子もも述らるる時を指し伝へる  
 同 月六の時より八十四日を伝へる文政三年の文を指し伝へる  
 同 八月二日午後記算奉書大角板合もも傳へるも伝へる

せらるる  
 同 度書抄方日正八月二日里大角十八冊日本は注算奉書一冊  
 同 度書抄方日正八月二日里大角十八冊日本は注算奉書一冊  
 同 九月新渡國層自集成傳は百十子書を  
 同 十月新渡國層自集成傳は百十子書を  
 同 十一月新渡國層自集成傳は百十子書を  
 同 十二月新渡國層自集成傳は百十子書を  
 同 正月新渡國層自集成傳は百十子書を  
 同 二月新渡國層自集成傳は百十子書を  
 同 三月新渡國層自集成傳は百十子書を  
 同 四月新渡國層自集成傳は百十子書を  
 同 五月新渡國層自集成傳は百十子書を  
 同 六月新渡國層自集成傳は百十子書を  
 同 七月新渡國層自集成傳は百十子書を  
 同 八月新渡國層自集成傳は百十子書を  
 同 九月新渡國層自集成傳は百十子書を  
 同 十月新渡國層自集成傳は百十子書を  
 同 十一月新渡國層自集成傳は百十子書を  
 同 十二月新渡國層自集成傳は百十子書を







碑始末をたのむる先人知新の志を以て碑解ははるかに  
土名を伝ふにその内繩連入文中の記述に山は成り屋簷一とある  
和音を辨しは酒をぬきし月日年法音字なる

同十月十日生月をきこえ文二年二月九日て由鐘流馬の法を  
近き事助毒後と存して記す

古字保保法を命をなす助も保もえ文二年八月九日朝て由  
鐘流馬因也な詞眉以賞賜記す

同三月晦日土を國せの村の山をてててててててててて  
同五月廿日土をててててててててててててててててて  
たてててててててててててててててててててててて

山記至法王世業のあやもは出たててててててててて  
たててててててててててててててててててててて  
桂山をててててててててててててててててててて  
山記至法王世業のあやもは出たててててててててて

山記至法王世業のあやもは出たててててててててて  
たててててててててててててててててててててて  
桂山をててててててててててててててててててて  
山記至法王世業のあやもは出たててててててててて

同九月十八日と法記法勝す同十月十八日と廿三日中記す



大嘗會  
大嘗會

大嘗會

養正元年十月十六日大嘗會

養正元年十月十六日大嘗會

養正元年十月十六日大嘗會

養正元年十月十六日大嘗會

養正元年十月十六日大嘗會

養正元年十月十六日大嘗會

養正元年十月十六日大嘗會

養正元年十月十六日大嘗會

養正元年十月十六日大嘗會

養正元年十月十六日大嘗會

養正元年十月十六日大嘗會

養正元年十月十六日大嘗會

養正元年十月十六日大嘗會

養正元年十月十六日大嘗會

養正元年十月十六日大嘗會

養正元年十月十六日大嘗會

養正元年十月十六日大嘗會

養正元年十月十六日大嘗會

養正元年十月十六日大嘗會

德

百五十五















并西條宮記一冊 一 其書云和名古條月之記を冊に合十冊  
右の通に推定するに付る上り且又推考し引用言同  
凡例一冊の記を以上

同十月世宗宸殿書用尾右近橋極智近橋極智 同月十日

毎夜日下より言判りいり孫星西方上元星 同月十日

延享二月廿九日 元享七月二日之書也大雨降あり同九月廿日府

元龜續文藝通考因局論右編函史編説文長箋

品字箋百川字海玉海以上九部之唐國にて撰定するに由

同月十日府志に九月六日九部より書物唐國より出づる

同月十日府志に九月六日九部より書物唐國より出づる

其書云和名古條月之記を冊に合十冊

右の通に推定するに付る上り且又推考し引用言同

凡例一冊の記を以上

同十月世宗宸殿書用尾右近橋極智

毎夜日下より言判りいり孫星西方

延享 元享七月二日之書也大雨降あり

同九月廿日府志に九月六日九部より書物唐國より出づる

同月十日府志に九月六日九部より書物唐國より出づる

同月十日府志に九月六日九部より書物唐國より出づる

同月十日府志に九月六日九部より書物唐國より出づる



延享二年二月十三日より十七日まで

法華  
八梅

法華八梅 法華の

作る所なる延享二年二月十三日より十七日まで

あつて法華は法華八梅修せらるる日なり

法華八梅を法華八梅成せし日とて法華八梅を法華八梅と

し法華八梅 東照宮法華八梅のころに法華八梅を法華八梅と

おき山法華八梅と法華八梅のころに法華八梅を法華八梅と

し法華八梅と正月八日より法華八梅の始り也

法華八梅と正月八日より法華八梅の始り也

法華八梅と正月八日より法華八梅の始り也

法華八梅と正月八日より法華八梅の始り也

法華八梅と正月八日より法華八梅の始り也

法華八梅と正月八日より法華八梅の始り也

法華八梅と正月八日より法華八梅の始り也

法華八梅と正月八日より法華八梅の始り也

法華八梅と正月八日より法華八梅の始り也

法華八梅と正月八日より法華八梅の始り也

法華八梅と正月八日より法華八梅の始り也

法華八梅と正月八日より法華八梅の始り也

法華八梅と正月八日より法華八梅の始り也

法華八梅と正月八日より法華八梅の始り也







子叔余 正後子伯子

横川中流に於て納まざるも山をふるも其教を計りて又 正後

寛延二年十月廿七日右も相承り申す正後より西丸世より

なるも又正後より正後白御領三々おぼしめ

神曆  
寺用

同十月十四日自冬子曆法よりいふも神曆より西丸世より

正作并

公曆即より既英意を天文曆より申す用いし申す即位と始

末右連終する所より親官せしも又子の相承中根より申す

入下向あり正命より加ふる其大澤天儀をいふも言はれ申す

同正後子の側子表より上は正後より後けられ同正西丸世を

高より下より申すも正後より申す正後より申す簡天儀を正後

制あり申す申用はる所天文意を設け簡天儀を正後より

申す神曆正後より申す申す土佐門表正後より授合せしめ

借計 公費所より申す申す申す申す申す申す申す申す申す

正後子伯子

正後四年冬丹羽正伯より申す申す申す申す申す申す申す

四巻全部竣功

申す申す申す申す申す申す申す申す申す申す申す申す

申す申す申す申す申す申す申す申す申す申す申す申す

申す申す申す申す申す申す申す申す申す申す申す申す

徳



編纂一ノナニシテ功成ナリ

寛延四年六月廿日西丸子 豊清法保年 同国六月十日法出

権同東上殿山子法送葬 同七月三日 勅益 有徳院殿

贈正一位大相国 △法寺不依之具致親王姫君法律理子 同永

三年三月十日京師法送葬 同七月十日板の法入興 同九月

廿日法送葬 同九月朔日法婚 同永三年六月四日板

の法送葬 同永三年六月四日板

*(Faint bleed-through text from the reverse side)*

信院殿 法世 家重子法世 有徳院殿 法嫡子

法母堂 大之保八郎忠之権母

於源麻方正徳二年十月廿日逝 東上殿山子廿廿法送葬

正徳三年十二月廿日土板の法送葬 法初名長福君 正徳

二年二月十日氷川法 法送葬 正徳三年九月十日法送葬 正徳

五年十一月十日法送葬 同八月四日土板の法 二ノ丸

法送葬 同九月十日法送葬 右君極を解法附合

法同廿日始て法送葬 法同十二月朔日法送葬

家重子法保十一年九月十日法送葬

法加冠并御経直推法理安松平能法正位

憶



的百手

於西丸法勝妊子月百手的日係舟

益至心院殿廿等車殿也

於西丸法勝妊子月百手的日係舟 廿日西丸法勝妊子月百手的日係舟

行部局様

於西丸法勝妊子月百手的日係舟 廿日西丸法勝妊子月百手的日係舟

於西丸法勝妊子月百手的日係舟 廿日西丸法勝妊子月百手的日係舟

於西丸法勝妊子月百手的日係舟 廿日西丸法勝妊子月百手的日係舟

於西丸法勝妊子月百手的日係舟 廿日西丸法勝妊子月百手的日係舟

於西丸法勝妊子月百手的日係舟 廿日西丸法勝妊子月百手的日係舟

小笠原海屋舟持左衛門右衛門人等とて式を行はしむ

前弓八人後弓八人各小笠原舟持を同きあり十六人分海屋舟

法勝同舟大ノ南舟あり也目下舟法勝舟持左衛門右衛門人等

法勝舟持の時とて法勝舟持を同きあり十六人分海屋舟

至心院法勝舟持の時とて法勝舟持を同きあり十六人分海屋舟

二的遠舟の舟とて法勝舟持を同きあり十六人分海屋舟

法勝舟持の時とて法勝舟持を同きあり十六人分海屋舟

法勝舟持の時とて法勝舟持を同きあり十六人分海屋舟

法勝舟持の時とて法勝舟持を同きあり十六人分海屋舟

同各月廿二日 舟子代右法勝舟持也 延享五年二月九日於

情



二 用馬場抄の法神事一酒樽馬に送行す

小生事二事一未子自其一風法一浦風十上法一助之目

升子成右法誕生時酒樽馬に送行す之助也

寛保元年八月七日 法是任右近衛大将右馬寮法監此享

二年二月十五日 重好卿生

法母於邊方松平又八郎親王女宮女宮二浦宮也

義如女官也元年四月一日卒後安行法殿尊上赤山

法母也平門院 一万室子右近衛川子内令中納言也享二年

九月四日山王法也享二年四月廿五日卒法也同元年五月廿日

法也享二年四月廿五日卒法也同元年九月九日也

二 法也享二年二月十七日法也同元年七月七日

法也享二年二月廿二日法也同元年七月廿七日

清水  
大組

同 法也享二年二月廿二日法也同元年七月廿七日

朔日日也法也享二年八月廿七日法也同元年九月

廿七日法也享二年八月廿七日法也同元年九月

法也享二年八月廿七日法也同元年九月

甲申年二月十五日法也享二年八月廿七日法也同元年九月

乙酉年二月十五日法也享二年八月廿七日法也同元年九月

丙戌年二月十五日法也享二年八月廿七日法也同元年九月

憶











二百五十九

宝曆二十二年二月十七日琉球使也 城守猪屋宝曆二十四月

九月よりして海内一統漸次通り同十月八日冬を去る於土佐門

二位安信奉邦梅小路信子ありて三月測量推歩規式を以り

江戸より天門方流川を去西川を信年如見上京

流川を去る祖に安井算哲を中基方お執り其系天文曆算

功考を仕置 徳意 信子より一白字を以て年十二月朔基方

は成 信子天文方也 信子自喜曆法撰述に 信子姫

信子須行より西川如見は信子信子信子信子信子

同十二月より以下流川を去る信子信子信子信子信子

新曆  
頒行

新曆頒行、宝曆二十二年正月日ある計り信子世別如納古

才持放流、其才持は依不指隠居に信子嫡子信子信子

信子大御所御孫同十二月日、其石以下、同手、信子信子

又後返納、其月、信子信子の同七月朔日、信子信子

困窮、其才持、信子信子、信子信子、信子信子

賜之、同十二月日、信子信子、信子信子、信子信子

大坂、同二月、信子信子、信子信子、信子信子

同七月、信子信子、信子信子、信子信子、信子信子

十月、信子信子、信子信子、信子信子、信子信子

十月、信子信子、信子信子、信子信子、信子信子

信

百九十八







一系系記古事傳後

同日之神明より

濱松河合形斤門前之田河合一系系記古事傳後

同二月廿三日五十初度 法賢同尺月朔日法賢職法賢職同青

十三日西丸法賢法賢法賢大寺新極法賢寺新法賢宝曆十一年

六月十二日於二丸 燕法賢同七月十日法賢法賢同表法賢

法送其葬同七月廿日 勅法賢信法賢殿法賢贈正一位大相國

△法賢法賢中法賢依法賢邦法賢長法賢親法賢王法賢姬法賢名法賢上法賢皇法賢保法賢十法賢六年五月

七日法下向西丸、法入同十八日法賢法賢組法賢法法賢同法賢六月十八日結納

同十二月十日於西丸法賢法賢婚法賢後法賢今日法賢法賢法賢中法賢極法賢寺法賢皇法賢保

十七年九月廿七日法賢法賢多法賢取法賢隅法賢用法賢川法賢法賢法賢後法賢皇法賢保法賢十八年法賢法賢帶

同九月十二日法賢法賢法法賢同法賢十月二日於西丸法賢法賢同法賢十二月法賢法賢

在法賢殿法賢山法賢法賢法賢送法賢法賢法賢明法賢法賢法賢解法賢法賢法賢後法賢二法賢法賢法賢贈法賢



後明院殿 清世 家治公法多 惇信院殿清嫡男

清母堂梅溪女中納言通條女

於孝方延享二年八月七日從三位同五年二月廿日逝益室

心院殿之孫其母東山法別当常福聚院 宝曆十三年

四月廿六日贈從一位

元文二年五月廿日西丸 清誕生 佛子付極多其母

清以養同松平左近將監之室邑清篁乃酒井雅崇以忠和

同七月七日於西丸始之清表 出行一統法皇同九月廿五日

法皇並同廿日山王 法皇年號法井伊掃部政邸之清法多

元文四年十月朔日 清法多皇元文五年十二月廿日法皇法進

家治公元文五年正月廿日清法多實保元八年八月廿日法元

服叙從三位任權大納言清加冠并伊掃部政理發極末

能後寺今百少 大納言極多并實延三年九月廿日法皇

召初宝曆元年二月朔日廿一月法法終法為元同五月廿日

清神前宝曆二年十月廿二日法法瘡瘡法酒湯 宝曆三年二月

十八日法法髮法執宝曆六年七月廿日法代始君生

於西丸法法生法法同日一酒井法法針法法法法法法法

守天高母法法新宝曆六年十月廿二日法法並同十月廿日

廿日山王之法法年法法法法法法法法法法法法法法法法

益室法法法法法法法法法法法法法法法法法法法法法法







同九月廿日紅葉山法字并山王之法字也 巡撫之名伊井  
掃部所部法字也 明和元年十一月四日法字也 同二年  
十二月朔日法字也 進一家基也 同二年正月廿日 法字也  
同月廿七日法字也 服法加冠并伊掃部所部法字也 松平服法也  
卅日及二位大納言同七年巳月廿日始之法城外 法成同  
七年十一月廿七日為丸之法字也 同八年巳月初日始之法字也  
出法字也 法字也 法字也 永三年七月廿日法字也 同  
五年七月廿日法字也 同六月二日法字也 法字也 同八年  
二月廿日法字也 法字也 同八月十八日法字也 永三年  
并法字也 法字也 同九年十一月十日贈内大臣正三位

同十二月十九日自法字也 右生

法母於法字也 并三位兼矩々皇女安永七年十月廿日卒

法養長蓮院殿并法字也 法字也 同十二年二月廿日逝法

山宗名法字也 并法字也 院

宝曆十三年九月三日大坂寺治川日本津川口邊層船大破損

同十月廿日尾羽名古屋大火同十月廿日 法字也 即位權所院

智弘君法字也 明和元年六月二日 二月廿日法字也 聘使智弘 城法字也

同十月廿日臨城使智弘 城同十二月十七日勢羽山田大火

明和二年四月日光山 东照堂百五十回法字也 法字也

永三年五月五日自法字也 法字也 上人法字也 永九年九月日於

没



管中各條 凡女子同十七日 京都出末人、  
上後同有九日  
其醫原多、  
子也、

遊

一 医学校に  
二 神田  
三 神田  
四 神田  
五 神田  
六 神田  
七 神田  
八 神田  
九 神田  
十 神田  
十一 神田  
十二 神田  
十三 神田  
十四 神田  
十五 神田  
十六 神田  
十七 神田  
十八 神田  
十九 神田  
二十 神田  
二十一 神田  
二十二 神田  
二十三 神田  
二十四 神田  
二十五 神田  
二十六 神田  
二十七 神田  
二十八 神田  
二十九 神田  
三十 神田  
三十一 神田  
三十二 神田  
三十三 神田  
三十四 神田  
三十五 神田  
三十六 神田  
三十七 神田  
三十八 神田  
三十九 神田  
四十 神田  
四十一 神田  
四十二 神田  
四十三 神田  
四十四 神田  
四十五 神田  
四十六 神田  
四十七 神田  
四十八 神田  
四十九 神田  
五十 神田

一 医学校に  
二 神田  
三 神田  
四 神田  
五 神田  
六 神田  
七 神田  
八 神田  
九 神田  
十 神田  
十一 神田  
十二 神田  
十三 神田  
十四 神田  
十五 神田  
十六 神田  
十七 神田  
十八 神田  
十九 神田  
二十 神田  
二十一 神田  
二十二 神田  
二十三 神田  
二十四 神田  
二十五 神田  
二十六 神田  
二十七 神田  
二十八 神田  
二十九 神田  
三十 神田  
三十一 神田  
三十二 神田  
三十三 神田  
三十四 神田  
三十五 神田  
三十六 神田  
三十七 神田  
三十八 神田  
三十九 神田  
四十 神田  
四十一 神田  
四十二 神田  
四十三 神田  
四十四 神田  
四十五 神田  
四十六 神田  
四十七 神田  
四十八 神田  
四十九 神田  
五十 神田

遊











お信経さまに法外な事はなからぬと仰せなす。又海上の事なす  
中は但は法外な事なす。又海上の事なす。又海上の事なす。  
子に法外な事なす。又海上の事なす。又海上の事なす。  
仕る事なす。又海上の事なす。又海上の事なす。

明和二年正月廿日、各別津所、青木事、大なる地を辰大なる  
人馬を獲同二月廿七日、大なる同七月廿八日、松平と法外な  
名をなす。又法外な事なす。又海上の事なす。又海上の事なす。  
通事なす。法外な事なす。又海上の事なす。又海上の事なす。  
平角を法外な事なす。又海上の事なす。又海上の事なす。  
以下、お信経さまに法外な事なす。又海上の事なす。又海上の事なす。

法外な事なす。又海上の事なす。又海上の事なす。  
同七月廿日、法外な事なす。又海上の事なす。又海上の事なす。

大早、同九月十七日、法外な事なす。又海上の事なす。又海上の事なす。  
依之、由多礼の事なす。又海上の事なす。又海上の事なす。

播島、同九月廿日、法外な事なす。又海上の事なす。又海上の事なす。  
山、同九月廿日、法外な事なす。又海上の事なす。又海上の事なす。  
山、同九月廿日、法外な事なす。又海上の事なす。又海上の事なす。

兵部、同九月廿日、法外な事なす。又海上の事なす。又海上の事なす。  
江城、同九月廿日、法外な事なす。又海上の事なす。又海上の事なす。







海江流國元子常女群集同廿七日大雨加茂川波江江列を振

大電降同四月廿五日大電相列去山迄と多き一 同廿八日

後柳軍院即位 柳皇太子 法律 英仁 同七月二日江戸地衣 同六月二日

江戸大地衣 同七月江戸火衣 同七月廿二日大雷雨大坂

伊勢伊賀洪水大橋崩れ車破損安永元年 十一月廿二日 没

廿八日江戸天火坤より艮方へ飛 同廿九日江戸土火 吾門昆石を揚

先振田和倉倉上常盤橋神田橋を崩壊す 上野仁王門山王社

寺代 法皇御法衣を神田臺大聖殿焼亡

廿九日午上刻同運込人扱より出火同日午刻同運込より出火未詳

大坂お台場三月朔日午刻より消火

同二月十九日暮方江戸天火西より東へ北同同月廿七日廿二月

廿九日同運込一弁丸山迄と大なる風烈す及方たちを多しお焼く

了法祥雲依之屋敷を右扱より下地を治す 治部卿を焼く

洋世合身 江戸上御 一 廿九年江戸火焼く

一 子石を扱ふ 一 九石を扱ふ 一 七石を扱ふ

一 石を扱ふ 一 一石を扱ふ 一 一石を扱ふ

一 一石を扱ふ 一 一石を扱ふ 一 一石を扱ふ

一 一石を扱ふ 一 一石を扱ふ 一 一石を扱ふ

一 一石を扱ふ 一 一石を扱ふ 一 一石を扱ふ



八指傳也令七々 一七指傳也令七々 一八指傳也令七々  
令七々 一七指傳也令七々 一八指傳也令七々

同月より七月近法願疫病流行同月廿日夕夜山橋門  
より山橋門より山橋門より山橋門より山橋門より山橋門より  
法入用を以て 同月廿日狂病後多岐大風雨波あり  
人多死同八月朔日を別と武別より大風雨同二日は狂病の  
方より大風起り樹木を倒し一民多死狂病人多死同廿日東に  
より近江西に法願疫病流行大風雨より狂病人多死大風雨同  
九月南條郡より東に海舟より 同月同廿日朔日上野重なる  
法位牌取る本坊の上 法位牌取る本坊の上 同月廿五日日丸

二牛林  
初始

准后より生蓮より以上法儀一件并法利揚る并法儀より  
法儀再興昔古大なる事多し是より法儀法儀大なる事多し  
以上同廿月伊勢法儀事多し法儀法儀法儀法儀法儀法儀  
同七月八日より十二日より大風雨山崩及法別法あり十七日近江  
止り同十月七日一移法儀事多し法儀法儀法儀法儀法儀法儀  
廿一日傳者林百助

右より林内記幼年より法儀法儀法儀法儀法儀法儀法儀法儀  
法用向より法儀法儀法儀法儀法儀法儀法儀法儀法儀法儀  
母・永二年同六月廿日夕夜大雷より七ヶ野より同廿日大  
風雨瓦石を飛ばし樹木を倒し一民多死狂病人多死同廿日大

法



川口之泊水之邊瀛洲寺多 同九月八日法河大所各處遊去

足石ありて舟只今迄は至るは法河知事所用ありて今一初り也

法河人抱入と妻氏田舎所にて生居り

同十九日紀州二之野山大古同十月十七日法河寺大川通世所法河  
上段寺雷井門通新報を授り及中野之何人於舟今今後  
此寺今日法河是も大川橋と實今今寺橋と之同十二月廿日  
大石寺おち揚梅細代と國持酒徒法河家一應流轉前古  
来より用事ありて生即新報或中野寺今今寺皮靴を授り  
舟おちおちと法河寺法河寺舟出安永四年二月廿日少寺徒  
支那青山と馬石と亦法河取加及法河寺中法河寺

同組法河寺中法河寺太平左門法河寺同法河寺林野寺中園口

経母法河寺院寺法河寺外おちおちと法河寺行法河寺中法河寺

同廿日所古法河寺中法河寺

法河寺大人室寺法河寺法河寺及法河寺所古法河寺十組法河寺

法河寺是迄と通板寺法河寺内と組法河寺二と組法河寺法河寺所古法河寺

法河寺所古法河寺法河寺法河寺法河寺法河寺法河寺法河寺

同凡月之と通時法河寺再新

法河寺法河寺法河寺法河寺法河寺法河寺法河寺法河寺

法河寺法河寺法河寺法河寺法河寺法河寺法河寺法河寺

法河寺法河寺法河寺法河寺法河寺法河寺法河寺法河寺



















酒井石之丞時服 同法守侍 法守松平重直時服

松平大膳左卫门時服 法守社松平出羽守時服 酒井將直時服

法守土門宣光 同上月九日 後柳屋重茂 崩序 安永九年三月

氣保大之目時服 同上月二日 大坂大 同上月大岡兵衛

より時服 沖野之丞

去月時服 曾根左衛門重直 同上月九日 大坂大 同上月大岡兵衛

沖野之丞 同上月九日 大坂大 同上月大岡兵衛

同上月九日 大坂大 同上月大岡兵衛

大人時服 同上月九日 大坂大 同上月大岡兵衛

同上月二日 大坂大 同上月大岡兵衛

同上月九日 大坂大 同上月大岡兵衛

同上月九日 大坂大 同上月大岡兵衛

同上月九日 大坂大 同上月大岡兵衛

同上月九日 大坂大 同上月大岡兵衛

同上月九日 大坂大 同上月大岡兵衛

同上月九日 大坂大 同上月大岡兵衛

同上月九日 大坂大 同上月大岡兵衛

同上月九日 大坂大 同上月大岡兵衛

同上月九日 大坂大 同上月大岡兵衛

後







四日江戸海を流す

涼川洲赤舟才天洋船及事社昔破壊本社斗終門をさる

被例引流す時海より入るものあり

同十二月廿六日 赤船名市船生 天文十一年壬辰二月廿六日 支干 江戸舟

江戸舟名天明二年二月二日丑刻江戸大地を震同日辰未

鳥山京大火 同十四日

此後夜國火出する同廿二日亥刻火事同廿三日卯刻火事

廿九日信利船田一氏家大火有朝日羽利船田大火同廿七日

江戸の天守府火事四月八日涼川大火同十日江戸子組火事川口

山火同廿三日土井川大火同五日祇園大火舟場と港山城下

大火船下付屋より初なる事にて火出する事あり此後なる事あり

室中々の如く毎日時雨降降く

同七月十七日関東及近國諸河

同十八日より大井川を始として江戸まで洪水止る事大旱雨の舟四条

納涼供同廿八日小國舟も海上大旱市船多損此後京大坂

大坂内関東火事併し季々の如く并信條より出る事あり

一雨事枯月より上なるは國困窮す江戸京大坂を不可とす

同七月七日信利流る山嶽横出

九七月三日四日江戸信利近き事大旱大地を震

浅間

後







田新 城も意知 あつた 切掛

山城も川流有なま役を はあ 同月松平将軍の

組目及利を あつた 山城も あつた 山城も あつた

同廿七日辛卯二月三日 あつた 山城も あつた

大東本郷の内徳也 あつた 山城も あつた

同七月松平将軍も あつた 山城も あつた

山城も あつた 山城も あつた

上 あつた 山城も あつた

大東本郷 あつた 山城も あつた

仙臺

同十二月廿七日 あつた 山城も あつた

正月廿七日 あつた 山城も あつた

及後 あつた 山城も あつた

内 あつた 山城も あつた

城 あつた 山城も あつた

出 あつた 山城も あつた

山城も あつた 山城も あつた

大雷 同十月 あつた 山城も あつた

山城も あつた 山城も あつた

僅 天明六年正月朔日 あつた 山城も あつた

後











但九を衣よりふをさるる下を以て日之計て治あり 同廿十二  
月限り上納あり

同廿七日田沼之病を以て如親老中を治す

之病を以てあらずに職中不仕とすを以て病を以て退治せし時

田沼之病を以てあらずに職中不仕とすを以て病を以て退治せし時

田沼之病を以てあらずに職中不仕とすを以て病を以て退治せし時

田沼之病を以てあらずに職中不仕とすを以て病を以て退治せし時

田沼之病を以てあらずに職中不仕とすを以て病を以て退治せし時

田沼之病を以てあらずに職中不仕とすを以て病を以て退治せし時

田沼之病を以てあらずに職中不仕とすを以て病を以て退治せし時

田沼之病を以てあらずに職中不仕とすを以て病を以て退治せし時

同九月八日 燕去 同廿一年 同十月八日 治生権左衛門入道

同十月廿二日 勅諭 治明度殿正二位大相國 △治生権左衛門

閑院宮直仁親王妃君 五十子 倫子 寛延二年三月十九日治生

治生丸 治生大室唐二斗尺内 治生唐唐之治生大室唐三年十月

十一日治生祖治生大室唐二斗尺内 治生唐唐之治生大室唐三年十月

今日より治生唐唐之治生大室唐二斗尺内 治生唐唐之治生大室唐三年十月

今日より治生唐唐之治生大室唐二斗尺内 治生唐唐之治生大室唐三年十月

今日より治生唐唐之治生大室唐二斗尺内 治生唐唐之治生大室唐三年十月

今日より治生唐唐之治生大室唐二斗尺内 治生唐唐之治生大室唐三年十月

今日より治生唐唐之治生大室唐二斗尺内 治生唐唐之治生大室唐三年十月

治

二百廿三











